

2019 年（令和元年）12 月 19 日

各 位

明 石 市

郵便方式による制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式等における
申請書類等の提出方法について（通知）

このたび、郵便方式による制限付一般競争入札及び公募型プロポーザル方式等における申請書類等の提出方法について、特にご注意いただきたい点を下記のとおりあらためてお知らせいたします。

記

1 申請書類等の提出方法について

下記(1)及び(2)を満たすもののみを「有効」として取り扱い、それ以外の場合は「参加申請の無効」とします。

- (1) 郵便局が配達していること
- (2) 明石市が受領した事実の証明が可能な方法によること
(郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すもの)

【公告文例】

・ 入札参加の手続き

郵送方法は書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法で〇〇室〇〇課宛としてください。申請書類等を〇〇室〇〇課へ持参することは認めません。

なお、この場合の郵送料は、入札結果にかかわらず入札参加希望者の負担とします。

・ 参加申請の無効(※)

持参、宅配便等で〇〇室〇〇課に直接送致されたもの

書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの

(※) 参加申請が無効となる具体例

- (1) 郵便局が配達していない場合…持参、郵便局が配達していない宅配便等
- (2) 明石市が受領した事実の証明が可能な方法ではない場合…郵便局が配達しているものであっても、
(郵便局が対面で届け、明石市が受領印を押すものではない場合) 普通郵便、特定記録、レターパックライト、
スマートレター等

問い合わせ先
明石市総務局財務室契約担当
電話番号 078-918-5012